

水域類型の指定及び指定の見直し（案）

1 総括表

類型 水域数	現在	指定(案)				増減
		新規	見直し	現状のまま	計	
AA	2	1	4⇒3	2	7⇒6	5⇒4
A	7	0	20⇒18	3⇒4	23⇒22	16⇒15
B	8	1	2⇒3	0	3⇒4	△5⇒△4
C	17	1	3	5⇒6	9⇒10	△8⇒△7
D	9	0	1	7	8	△1
E	4	0	0	0	0	△4
計	47	3	30⇒28	17⇒19	50	

赤字：前回の指定(案)から変更した箇所

2 水域類型の指定及び指定見直し(案)

No	水域の名称	範囲	現在の 類型	指定 (案)	達成期間 (注1)	利用目的(類型) ^(注2)
1	大場川	東京都の区域	—	C	イ	水産3級(C)
2	妙正寺川	全域	—	B	イ	—
3	落合川	全域	—	AA	イ	—
4	新中川	全域	C	C	イ	水産3級(C)
5	新 川	全域	C	A	イ	—
6	隅田川	全域	C	C	イ	工業用水1級(C)
7	新河岸川	東京都の区域	D	C	ハ	工業用水1級(C)
8	白子川	東京都の区域	D	C	イ	水産3級(C)
9	石神井川	全域	C	B	イ	—
10	神田川	全域	C	C	イ	—
11	日本橋川	全域	C	C	イ	—
12	横十間川	全域	C	A⇒B	イ	—
13	大横川	全域	C	A	イ	—
14	北十間川	全域	C	A	イ	—
15	豎川	全域	C	A	イ	—
16	小名木川	全域	C	A	イ	—
17	旧中川	全域	C	A	イ	—
18	内 川	全域	C	A⇒C	イ	—
19	古川	全域	D	D	イ	—
20	目黒川	全域	D	D	イ	—
21	呑川	全域	D	D	イ	—
22	立会川	全域	E	D	イ	—
23	日原川	全域	AA	AA	イ	自然環境保全(AA)、水産1級(A)
24	平井川	全域	A	AA	イ	水産1級(A)、工業用水1級(C)、農業用水(D)
25	秋川	全域	AA	AA	イ	自然環境保全(AA)、水道2級(A)、水産1級(A) 工業用水1級(C)、農業用水(D)
26	北秋川	全域	A	AA	イ	自然環境保全(AA)、水産1級(A)
27	養沢川	全域	A	AA	イ	自然環境保全(AA)、水産1級(A)
28	谷地川	全域	B	A	イ	水産2級(B)、農業用水(D)
29	残堀川	全域	B	A	イ	水産2級(B)
30	浅川上流	さいかち窪から上流	A	A	イ	水産1級(A)、農業用水(D)
31	浅川下流	さいかち窪から下流	B	A	イ	水産2級(B)、農業用水(D)
32	城山川	全域	A	A	イ	水産1級(A)
33	南浅川	全域	B	A	イ	—
34	案内川	全域	C	A	イ	農業用水(D)
35	川口川	全域	E	A	イ	水産1級(A)
36	湯殿川	全域	A	A	イ	水産1級(A)、農業用水(D)
37	程久保川	全域	B	A	イ	水産2級(B)、農業用水(D)
38	大栗川	全域	B	A	イ	水産2級(B)
39	三沢川	東京都の区域	C	C	イ	農業用水(D)
40	野川	全域	D	D	イ	—
41	仙川	全域	D	D	イ	—
42	鶴見川上流	東京都の区域	D	D	ロ	農業用水(D)
43	恩田川	東京都の区域	C	B	イ	—
44	境川	東京都の区域	D	D	イ	農業用水(D)
45	成木川	東京都の区域	A	AA⇒A	イ	水産1級(A)、工業用水1級(C)、農業用水(D)
46	黒沢川	全域	B	A	イ	工業用水1級(C)、農業用水(D)
47	霞川	東京都の区域	B	A	イ	農業用水(D)
48	柳瀬川	東京都の区域	E	C	イ	水産3級(C)
49	空堀川	全域	E	A	イ	—
50	黒目川	東京都の区域	C	A	イ	—

(注1) 達成期間の区分：イ 直ちに達成 ロ 5年以内で可及的速やかに達成 ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

(注2) 環境保全(E類型)はすべての地点の利用目的となっている。

赤字: 前回の指定及び指定見直し(案)から変更した箇所

3 水域類型の新規指定(案)

○ 指定(案) (新規)

No	水域の名称	現在の類型	指定(案)	達成期間	利用目的(類型) (注1)		現状水質での類型(注2)						
					水産	類型	BOD 最大値	類型	H27 BOD 75%値	pH	DO	SS	大腸菌群 数
1	大場川 (東京都の区域)	—	C	イ ただちに 達成	3級(C)	C以上	5.3	D	3.9	AA	B	AA	—
2	妙正寺川	—	B		—	E以上	2.4	B	1.9	AA	AA	AA	—
3	落合川	—	AA		—	E以上	0.9	AA	0.6	AA	AA	AA	—

(注1) 環境保全(E類型)はすべての地点の利用目的となっている。

(注2) BOD最大値：落合川は過去10年間(H17～H26)、大場川及び妙正寺川は過去5年間(H22～H26)のBOD75%値の最大値
大腸菌群数は未測定

○ 新規指定(案)の作成方針

1 類型の指定の考え方

- 1.大場川は現状水質での類型(D類型)より、利用目的の類型(C類型)が上位であるため、C類型とした。
その他の水域は、利用目的の類型より上位である現状水質での類型を採用した。

2 現状水質の判断

- 1.大場川及び2.妙正寺川は5年間(H22～H26)、3.落合川は10年間(H17～H26)のBOD75%値で判断した。
大腸菌群数以外の水質項目及び平成27年度のBOD75%値は、指定(案)の類型の基準値を満足していた。
大腸菌群数は、次の点から現状水質の判断において考慮しなかった。
 - ・大腸菌群数は、水中や土壌中に生息する自然由来の細菌類も含んでいる。
 - ・東京都内では下水道の普及等により糞便性汚濁が生じる状況にない。(ただし、雨天時は下水道越流水の影響により、大腸菌が増大する地点が存在する)

3 環境基準の達成期間

- 1.大場川は平成23年度はC類型の基準を超過(BOD75%値 5.3mg/L)したものの、その他の年度はC類型の基準を達成しており、長期的には、水質が改善傾向であるため、達成期間を「イ:直ちに達成」とした。
その他の水域は、既に指定(案)の類型の基準値を満足しているため、達成期間を「イ:直ちに達成」とした。

4 県際水域の扱い

- 1.大場川は埼玉県で既にC類型に指定されているため、東京都と埼玉県で同じ類型となった。

○ 各水域の状況

No.1 大場川

埼玉県吉川市に源を発し、葛飾区で水元公園の小合溜(こあいため)と合流した後、中川に合流する。
大場川中州は、葛飾区自然保護要綱に基づき大場川中州自然保護区域に指定されている。

- 環境基準点 葛三橋(葛飾区東水元6丁目地先)

No.2 妙正寺川

杉並区にある妙正寺池を源として、江古田川を合流し、新宿区下落合一丁目で神田川(高田馬場分水路)に合流する。中野区新井付近に、中野水再生センターの放流口がある。

- 環境基準点 落合橋(新宿区下落合4丁目)

No.3 落合川

東久留米市八幡町付近を水源とし、都県境付近で黒目川に合流する。
一帯は湧水が多く、流域の「南沢緑地」及び「竹林公園」が「東京の名湧水57選」(東京都環境局)に選ばれている。また、環境省の「平成の名水百選」に、「落合川と南沢湧水群」が選ばれている。

- 環境基準点 下谷橋(東久留米市神宝町1丁目)

4-1 水域類型の指定の見直し(案) その1(23区)

類型	BOD
AA	1mg/L以下
A	2mg/L以下
B	3mg/L以下
C	5mg/L以下
D	8mg/L以下
E	10mg/L以下

○指定見直し(案) (23区)

No	水域の名称	現在の類型	指定(案)	達成期間(注1)	利用目的(類型)(注2)			現状水質での類型(注3)						
					水産	工業用水	類型	BOD最大値	類型	H27 BOD 75%値	pH	DO	SS	大腸菌群数
4	新中川	C	C	イ	3級(C)	-	C以上	4.3	C	2.4	AA	B	C	—
5	新川	C	A	イ	-	-	E以上	1.8	A	1.7	AA	AA	AA	—
6	隅田川	C	C	イ	-	1級(C)	C以上	3.4	C	3.0	AA	D	AA	—
7	新河岸川 (東京都の区域)	D	C	ハ	-	1級(C)	C以上	6.4	D	4.6	AA	B	AA	—
8	白子川 (東京都の区域)	D	C	イ	3級(C)	-	C以上	4.3	C	3.8	AA	B	AA	—
9	石神井川	C	B	イ	-	-	E以上	2.4	B	2.3	AA	B	AA	—
10	神田川	C	C	イ	-	-	E以上	3.4	C	2.9	AA	D	AA	—
11	日本橋川	C	C	イ	-	-	E以上	3.6	C	2.9	AA	D	AA	—
12	横十間川	C	A⇒B	イ	-	-	E以上	1.8	A⇒B	2.2	AA	B	AA	—
13	大横川	C	A	イ	-	-	E以上	1.7	A	1.9	AA	D	AA	—
14	北十間川	C	A	イ	-	-	E以上	1.5	A	1.6	AA	B	AA	—
15	竪川	C	A	イ	-	-	E以上	1.6	A	2.0	AA	D	AA	—
16	小名木川	C	A	イ	-	-	E以上	1.5	A	1.3	AA	B	AA	—
17	旧中川	C	A	イ	-	-	E以上	1.7	A	1.9	AA	B	AA	—
18	内川	C	A⇒C	イ	-	-	E以上	1.7	A⇒C	3.2	AA	B	AA	—
19	古川	D	D	イ	-	-	E以上	—	—	-	AA	B	AA	—
20	目黒川	D	D	イ	-	-	E以上	6.1	D	5.9	AA	D	AA	—
21	呑川	D	D	イ	-	-	E以上	5.6	D	3.8	AA	D	AA	—
22	立会川	E	D	イ	-	-	E以上	7.3	D	4.9	AA	D	AA	—

(注1)達成期間の区分：イ 直ちに達成 ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

(注2)環境保全(E類型)はすべての地点の利用目的となっている。

(注3)BOD最大値：過去5年間(H22～H26)のBOD75%値の最大値。

ただし、20.目黒川、21.呑川は、全層(表層と下層の平均)、22.立会川は下層の過去5年間(H22～H26)のBOD75%値の最高値
大腸菌群数は23区の水域がすべてC類型以下であったため、未測定
赤字:前回の指定及び指定見直し(案)から変更した箇所

○水域類型の指定見直し(案)の作成方針(23区)

1 類型の指定の考え方

7.新河岸川は現状水質での類型(D類型)より、利用目的の類型(C類型)が上位であるため、C類型とした。
その他の水域は、利用目的の類型より上位である現状水質での類型を採用した。

2 現状水質の判断

基本的に5年間(H22~H26)のBOD75%値で判断した。

○BOD以外の水質項目について

pH及び浮遊物質(SS)の5年間の年平均値は、指定の見直し(案)の類型の基準値を満足していた。

溶存酸素量(DO)の5年間の年平均値は、指定の見直し(案)の類型の基準値を満足していない水域(6.隅田川、10.神田川、11.日本橋川、13.大横川、14.北十間川、15.竪川、16.小名木川、17.旧中川)があったが、感潮域における海水の流入が原因と考えられるため、河川の現状水質の判断において考慮しなかった。

大腸菌群数は、次の点から現状水質の判断において考慮しなかった。

- ・大腸菌群数は、水中や土壌中に生息する自然由来の細菌類も含んでいる。
- ・東京都内では下水道の普及等により糞便性汚濁が生じる状況にない。(ただし、雨天時は下水道越流水の影響により、大腸菌が増大する地点が存在する)

○19.古川、20.目黒川、21.呑川の現状水質の判断について

これらの3河川は、表層は下水高度処理水等の導水、下層は海水の影響を受け、その比重の違いから混合せずに表層と下層の水質が異なる状態となっている。

河川水質は表層と下層の水質に違いがないという前提で、表層で水質を判断しているが、表層と下層で水質が異なる場合は、海域や湖沼と同様に全層(表層と下層の平均)の水質で評価することが妥当と考えられる。

そのため、20.目黒川と21.呑川は全層の水質で現状水質を判断した。(19.古川については、指定見直しのために供せられる全層のBODデータがないため、今回類型の見直しは行わない。)

○22.立会川の現状水質の判断について

22.立会川は、表層は地下漏えい水の導水、下層は海水の影響を受け、その比重の違いから、混合せずに表層と下層の水質が異なる状態となっている。

表層の導水は下水高度処理水等の導水とは異なり、将来的に継続するかは不確定なため、立会川に関しては下層の水質で現状水質を判断した。

○平成27年度のBOD75%水質値について

13.横十間川と18.内川の平成27年度のBOD75%水質値は、平成22年度から平成26年度までのBOD75%水質値で定めた類型の基準値を超過したため、平成27年度のBOD75%水質値を最大値として現状水質を判断した。

3 環境基準の達成期間

7.新河岸川は、現状水質ではD類型(平成22年度~24年度はC類型の基準を超過)であり、基準達成のための水質改善が必要であるが、上流の下水道施設の整備の終了年次が未定なため、達成期間は「ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成」とした。

その他の水域は既に指定の見直し(案)の類型の基準値を満足しているため、達成期間を「イ:直ちに達成」とした。

4 県際水域の扱い

7.新河岸川と8.白子川は、埼玉県で既にC類型に指定されているため、東京都と埼玉県で同じ類型となった。

4-2 水域類型の指定の見直し(案) その2(多摩地域)

類型	BOD
AA	1mg/L以下
A	2mg/L以下
B	3mg/L以下
C	5mg/L以下
D	8mg/L以下
E	10mg/L以下

○指定見直し(案) (多摩地域)

No	水域の名称	現在の類型	指定(案)	達成期間(注1)	利用目的(類型)(注2)						現状水質での類型(注3)						
					自然環境保全	水道	水産	工業用水	農業用水	類型	BOD最大値	類型	H27 BOD 75%値	pH	DO	SS	大腸菌群数
23	日原川	AA	AA	イ	○(AA)	-	1級(A)	-	-	AA	0.5	AA	0.6	AA	AA	AA	C
24	平井川	A	AA	イ	-	-	1級(A)	1級(C)	○(D)	A以上	0.7	AA	0.8	AA	AA	AA	C
25	秋川	AA	AA	イ	○(AA)	2級(A)	1級(A)	1級(C)	○(D)	AA	0.7	AA	0.7	AA	AA	AA	C
26	北秋川	A	AA	イ	○(AA)	-	1級(A)	-	-	AA	0.5	AA	0.7	AA	AA	AA	B
27	養沢川	A	AA	イ	○(AA)	-	1級(A)	-	-	AA	0.5	AA	0.5	AA	AA	AA	C
28	谷地川	B	A	イ	-	-	2級(B)	-	○(D)	B以上	1.7	A	0.9	**不適合	AA	AA	C
29	残堀川	B	A	イ	-	-	2級(B)	-	-	B以上	1.3	A	1.0	AA	AA	AA	C
30	浅川上流(さいかち窪から上流)	A	A	イ	-	-	1級(A)	-	○(D)	A以上	1.7	A	0.9	AA	AA	AA	C
31	浅川下流(さいかち窪から下流)	B	A	イ	-	-	2級(B)	-	○(D)	B以上	1.3	A	0.6	AA	AA	AA	C
32	城山川	A	A	イ	-	-	1級(A)	-	-	A以上	1.4	A	0.6	AA	AA	AA	C
33	南浅川	B	A	イ	-	-	-	-	-	E以上	1.3	A	0.8	AA	AA	AA	C
34	案内川	C	A	イ	-	-	-	-	○(D)	D以上	1.5	A	0.5	AA	AA	AA	C
35	川口川	E	A	イ	-	-	1級(A)	-	-	A以上	1.2	A	0.6	AA	AA	AA	C
36	湯殿川	A	A	イ	-	-	1級(A)	-	○(D)	A以上	1.4	A	0.9	AA	AA	AA	C
37	程久保川	B	A	イ	-	-	2級(B)	-	○(D)	B以上	1.6	A	1.2	AA	AA	AA	C
38	大栗川	B	A	イ	-	-	2級(B)	-	-	B以上	1.7	A	1.0	**不適合	AA	AA	C
39	三沢川(東京都の区域)	C	C	イ	-	-	-	-	○(D)	D以上	2.1	B	1.5	AA	AA	AA	-
40	野川	D	D	イ	-	-	-	-	-	E以上	5.1	D	2.1	AA	AA	AA	C
41	仙川	D	D	イ	-	-	-	-	-	E以上	7.1	D	4.2	AA	AA	AA	-
42	鶴見川上流(東京都の区域)	D	D	ロ	-	-	-	-	○(D)	D以上	8.4	E	3.6	AA	AA	AA	-
43	恩田川(東京都の区域)	C	B	イ	-	-	-	-	-	E以上	2.8	B	1.1	**不適合	AA	AA	-
44	境川(東京都の区域)	D	D	イ	-	-	-	-	○(D)	D以上	3.4	C	1.9	AA	AA	AA	-
45	成木川(東京都の区域)	A	AA⇒A	イ	-	-	1級(A)	1級(C)	○(D)	A以上	1.0	AA⇒A	1.1	AA	AA	AA	C
46	黒沢川	B	A	イ	-	-	-	1級(C)	○(D)	C以上	1.4	A	0.9	AA	AA	AA	C
47	霞川(東京都の区域)	B	A	イ	-	-	-	-	○(D)	D以上	1.7	A	0.8	AA	AA	AA	C
48	柳瀬川(東京都の区域)	E	C	イ	-	-	3級(C)	-	-	C以上	5.2	D	1.2	AA	AA	AA	-
49	空堀川	E	A	イ	-	-	-	-	-	E以上	1.1	A	1.1	AA	AA	AA	-
50	黒目川(東京都の区域)	C	A	イ	-	-	-	-	-	E以上	1.1	A	0.9	AA	AA	AA	-

(注1) 達成期間の区分：イ 直ちに達成 ロ 5年以内で可及的速やかに達成

(注2) 環境保全(E類型)はすべての地点の利用目的となっている。

(注3) BOD最大値:過去5年間(H22~H26)のBOD75%値の最大値。ただし、AA類型への見直しの検討対象水域については、10年間(H17~H26)の最大値。大腸菌群数は現在C類型以下の水域は未測定

赤字:前回の指定及び指定見直し(案)から変更した箇所

○水域類型の指定見直し(案)の作成方針(多摩地域)

1 類型の指定の考え方

42. 鶴見川上流

現状水質での類型(E類型)より、利用目的の類型(D類型)が上位であるため、D類型とした。

48. 柳瀬川

現状水質での類型(D類型)より、利用目的の類型(C類型)が上位であるため、C類型とした。

その他の水域は、見直しを見送った39.三沢川と44.境川(県際水域であるため)以外は、利用目的の類型より上位である現状水質での類型を採用した。

2 現状水質の判断

AA類型は10年間(H17~H26)、A類型以下は5年間(H22~H26)のBOD75%値で判断した。

○BOD以外の水質項目について

pHの5年間の年平均値は、指定の見直し(案)の類型の基準値を満足していない水域(28.谷地川、38.大栗川、43.恩田川)があったが、自然的原因(藻類の光合成等)による基準値超過であるため、行政目標である類型指定の判断では考慮しなかった。

溶存酸素量(DO)及び浮遊物質(SS)の5年間の年平均値は、指定の見直し(案)の類型の基準値を満足していた。大腸菌群数は、次の点から類型指定の判断では考慮しなかった。

- ・大腸菌群数は、水中や土壌中に生息する自然由来の細菌類も含んでいる。
- ・東京都内では下水道の普及等により糞便性汚濁が生じる状況にない。(ただし、雨天時に合流式下水道越流水の影響により、大腸菌が増大する地点が存在する)

○平成27年度のBOD75%水質値について

45.成木川の平成27年度のBOD75%水質値は、平成22年度から平成26年度までのBOD75%水質値で定めた類型の基準値を超過したため、平成27年度のBOD75%水質値を最大値として現状水質を判断した。

3 環境基準の達成期間

42.鶴見川上流(D類型)

現状水質ではE類型(平成25年度はD類型の基準を超過)であるが、水質改善対策として期待される下水道施設の稼働が、平成30年度に予定されているため、達成期間を「ロ:5年以内で可及的速やかに達成」とした。

48.柳瀬川(C類型)

現状水質ではD類型(平成23年度はC類型の基準を超過)であるが、平成23年度末に上流の下水処理場が廃止となり、水質は既に改善傾向にあるため、達成期間を「イ:直ちに達成」とした。

その他の水域は既に指定の見直し(案)の類型の基準値を満足しているため、達成期間を「イ:直ちに達成」とした。

4 県際水域の扱い

43.恩田川、45.成木川、47.霞川、50.黒目川は東京都の水域が都県境より上流にあるため、上下流を別水域とみなし、現状水質により類型を判断した。

39.三沢川と44.境川は、現状水質では指定案より上位の類型になるが、都県境を流れており、神奈川県との同時指定が必要なため、今回は見直しは行わなかった。

48.柳瀬川は埼玉県で既にC類型に指定されているため、東京都と埼玉県で同じ類型となった。